第1種会費について

1.目 的 公益社団法人青森県観光連盟の会費に関する規則第2条第3項の規 定に基づき、「第1種会費」を定めるものである。

2. 金額等

(1) 県・市町村・民間別の負担区分

(単位:千円)

区分	算定方法	金額	備考
県	全体事業費 (38,000)	15, 200	
	$\times 4/10$		
市町村	全体事業費 (38,000)	11, 400	各市町村の負担額につ
	×3/10		いては、前年度の標準財
			政規模に応じ設定する。
民間(広域団	全体事業費 (38,000)	11, 400	
体及び企業)	×3/10		
計		38, 000	

※ 全体事業費は、毎年度、本県観光振興上必要と認められる規模を、県等と協議の うえ総合的に勘案し設定する。

(2) 民間の負担内訳

(単位:千円)

内 訳	金額	備考
観光関係	2, 480	
経済・産業関係	2, 170	
運輸・交通関係	2, 340	
報道機関	810	
金融関係	1, 300	
上場企業	1, 400	
連盟収益事業からの繰入	900	
計	11, 400	

※ 民間負担額については、現行の負担額を基礎に、関係団体等と協議のうえ設定する。